

川南町介護人材育成支援事業助成金の交付について

(趣旨)

介護職員の技術や能力の向上を促進することにより、介護サービス事業所（以下「事業所」という。）の介護職員の確保及び定着率の向上並びに事業所の質的向上を図るため、町内の事業所で就労する介護職員の研修費用に対し、予算の範囲内で助成金を交付します。

(対象となる研修、助成の対象者、助成対象経費)

| 対象となる研修 | 助成の対象者 | 助成対象経費 |
|---------------|--|--|
| 介護福祉士実務者研修 | 町内の事業所で就労している介護職員及び介護支援専門員。ただし、次の①～⑤のいずれかに該当する場合は、 <u>助成金の交付の対象としない。</u> | 他の助成制度による補助金等の支給額を差し引いた研修受講料、受講手数料、教材費（研修を受講するに当たり必要な物に限る。）、その他町長が適当と認めるもの |
| 介護支援専門員実務研修 | ① 住所地の市町村民税（国保税を含む。）及び介護保険料（第1号被保険者に係る分）の滞納があるもの | |
| 介護支援専門員更新研修 | ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員 | |
| 主任介護支援専門員研修 | ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は前号に規定する暴力団員と密接な関係を有するもの | |
| 主任介護支援専門員更新研修 | ④ 研修計画の申請を行い、承認を得ていないもの ⑤ その他町長が助成の対象として適当でないと認めるもの | |

【申請の流れ】

助成を受けたい介護職員等は、町長に対して、事前に研修計画の承認の申請を行い、承認の決定を受ける必要があります（事後申請のときは、助成の対象者から除外されます。）

(研修計画の承認の申請)

助成を受けたい介護職員等は、次の申請書一式を町長へ提出してください。

| 1 研修計画の承認の申請に必要な申請書一式 |
|--|
| ① 川南町介護人材育成支援事業研修計画承認申請書（様式第1号） ② 川南町介護人材育成支援事業収支予算書（様式第2号） ③ 川南町介護人材育成支援事業申請に係る誓約書兼同意書（様式第3号） ④ 住所地（※1）の市町村民税等の納付状況確認書（様式第4号） ⑤ 申請する日の属する月の勤務表及び雇用証明書（任意様式） ⑥ そのほか、町長が必要と認める書類 |
| ※1 住所地が川南町以外の者は、住所地の管轄する税務部署から交付される市町村民税等の滞納がないことを証明する証明書を、別途添付すること。 |

町長は、研修計画の承認申請に対して、可否決定の通知を申請対象者に対して交付します。

研修計画の承認の決定を受けた介護職員等は、その決定に対し変更等が生じた場合は、川南町介護人材育成支援事業研修計画変更承認申請書（様式第7号）を町長に提出し、その承認を受ける必要があります。

(助成金の交付申請)

助成金の交付申請をしようとするときは、研修計画の承認が決定された対象の研修等が全て完了した日から起算して30日を経過した日又は研修等が全て完了した日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、次の申請書等を町長に提出してください。

2 助成金の交付申請に必要な申請書一式

- ① 川南町介護人材育成支援事業助成金交付申請書(様式第8号)
- ② 承認を受けた研修等において当該年度内に終了した修了証明書又は受講証明書の写し
- ③ 川南町介護人材育成支援事業収支決算書(様式第9号)(※2)
- ④ そのほか、町長が必要と認める書類

※2 支出した費用の領収書(原本)を決算書の裏面に添付すること。

助成金の交付申請があった場合は、町長はその内容を審査し、適当であると認める場合は、助成金の交付決定を通知します。また、その交付決定を受けた介護職員等は、該当研修の修了証明書又は受講証明書の交付を受けた日から起算して3年を経過するまで、町内で介護サービスを提供する事業所に就労しなければなりません。

(助成金の請求)

交付決定された助成金の請求する場合は、次の請求書を町長に提出してください。

3 助成金の交付請求書

- ① 川南町介護人材育成支援事業助成金交付請求書(様式第11号)

(継続就労確認)

継続して就労していることを確認するため、毎年、就労先の介護事業所が発行した雇用証明書を町長に提出してください。

定時確認のため、証明書等の交付があつてから1年経過後、2年経過後、3年経過後に雇用証明書を町長に提出してください(計3回)。

【助成金の返還の対象となる場合】

(交付決定の取消し等がされたとき)

交付決定された後において、次のいずれかに該当するときは、その決定を取り消し、既に交付した助成金の全部又は一部を返還する必要があります。

- ① 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- ② 「助成の対象者」にある①～⑤のいずれかに該当することが判明したとき。
- ③ その他交付決定の内容又は条件に違反したとき。

(継続就労確認の出来ないとき)

交付決定の後、助成金を受領した介護職員等が、該当研修の修了証明書又は受講証明書の交付を受けた日から起算して3年を経過する日までに**特段の理由なく**離職したとき、又は就労が確認できないとき。

<問い合わせ窓口>

宮崎県川南町役場 福祉課 介護保険係 電話 0983-27-8008